

2025年10月1日(水)以降に
新たに提出する飛行許可・承認申請※1から
総重量25kg以上の無人航空機を
飛行させる場合は、
「第三者賠償責任保険の加入」が
必要です。 ※2



飛行許可・承認申請手続き では、
保険の加入状況の記載が必要ですのでご注意ください。



飛行許可・承認の取得後、飛行の際 には、必ず
加入中の保険の付保状況や有効期間をご確認ください。

※1 「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領(カテゴリーⅡ飛行)」により、定められています。詳しくは航空局HPをご確認ください。

※2 レベル3.5飛行を実施する場合も従前のとおり第三者賠償責任保険の加入が必須です。



航空局
HP